

## 学校給食用物資納入業者心得

1. 食品衛生に万全の注意を払うこと。

工場、営業所における施設管理及び衛生管理に注意すること。

従業員の健康管理に注意すること。

原則として従業員の検便検査・健康診断書の提出は登録時のみとするが、必要により別途提出を求める場合がある。

2. 新鮮で品質・規格が優れた物資を産地明記のうえ迅速的確に納入すること。

納入は午前7時45分から検収する。

納入時、従業員は清潔・衛生的な服装で行うこと。

納入車両及び納入容器の衛生面にも注意すること。

納入物資の適切な温度管理に努めること。

3. 物資を納入する際には、必ず給食センター職員に確認させること。

4. 給食センターから要請があったときは、速やかに見積書あるいは、納入物資の内容及び栄養分析表を提出すること。

提出した見積書等に変更が生じたときは、新たな見積書等を提出すること。特に、野菜・果物等価格変動の著しいものについては、速やかに連絡を行うこと。なお発注後の変更には原則応じない。

5. 発注した物資に、著しく品質の劣化・価格差額が生じた場合は、物資の返品又は、発注の取り消しを行い同等品の納品を行うこと。